



戸籍・住民登録・印鑑登録

戸籍・住民登録の届出

問 市民課

☎53-5816

受付時間及び場所

通常受付

- ▶受付 月～金曜日(祝日・12月29日～1月3日を除く)
- ▶時間 午前8時30分～午後5時15分
- ▶場所 市民課

時間外受付

●戸籍の届出

※婚姻届などは、事前に通常受付窓口にて審査を受けることをお勧めします。

- ▶受付 無休
- ▶時間 上記以外の時間
- ▶場所 時間外窓口(小矢部市役所警備員室)

●マイナンバーカードの交付(予約者のみ)

- ▶受付 第1・3金曜日のみ
- ▶時間 午後5時15分から午後7時まで
- ▶場所 市民課

津沢コミュニティプラザ

(本籍地が他の市区町村の戸籍謄本を除く)証明の発行のみ取り扱っています。

また、マイナンバーカードの申請サポートを行っています。【事前予約制】

- ▶受付 月～金曜日(祝日・12月29日～1月3日除く)
- ▶時間 午前8時30分～午後5時15分
- ▶電話 ☎0766-61-2270



戸籍・住民登録・印鑑登録

戸籍の届出

出生届 生まれた日を含め14日以内 届出人 生まれた子の父または母 届出地 出生地、生まれた子の父または母の本籍地、住所地など	お持ちいただくもの ●出生届書(医師または助産師の証明が載ったもの) ●母子健康手帳 	死亡届 死亡したことを知った日から7日以内 届出人 親族など 届出地 死亡した人の本籍地、届出人の所在地、死亡地など	お持ちいただくもの ●死亡届書(医師の死亡証明が必要)
転籍届 受理した日に効力が生じる 届出人 筆頭者及び配偶者 届出地 届出人の本籍地、住所地など	お持ちいただくもの ●転籍届書 ●届出人の本人確認書類	婚姻届 受理した日に効力が生じる 届出人 夫・妻になる人 届出地 夫妻の本籍地、住所地など	お持ちいただくもの ●婚姻届書 ●届出人の本人確認書類
離婚届(協議) 受理した日に効力が生じる 届出人 夫及び妻 届出地 夫妻の本籍地、住所地など	お持ちいただくもの ●離婚届書 ●届出人の本人確認書類	離婚届(裁判) 調停の成立・裁判の確定した日から10日以内 届出人 申立人 届出地 夫妻の本籍地、住所地など	お持ちいただくもの ●離婚届書 ●調停調書の謄本または裁判の謄本及び確定証明書 ●届出人の本人確認書類

※離婚後も婚氏を称することを希望される人は、別に「離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2の届)」が必要です。

※上記のほかに、養子縁組届、養子離縁届、入籍届、認知届、親権・後見に関する届、姻族関係終了届、分籍届、死産届等があります。各届出後のお手続きに関しては、担当課にお問い合わせください。

● 住民登録の届出

転入届 住み始めた日から14日以内 届出人 本人、同一世帯の人、 代理人(委任状が必要) 内容 他市や国外から小矢部 市内へ、新たに住所を 定める届出	お持ちいただくもの ● 転出証明書 ● 届出人の本人確認書類 ● 外国籍の人は在留カード又は 特別永住者証明書 ● マイナンバーカード(個人番 号カード) [国外転入の場合のみ] ● 入国日の分かるパスポート	転出届 あらかじめ(転出後14日以内を含む) 届出人 本人、同一世帯の人、 代理人(委任状が必要) 内容 小矢部市から他市や国 外へ住所を変更する届 出	お持ちいただくもの ● 届出人の本人確認書類 ※ マイナンバーカードをお持ち の場合は、オンラインで転出 手続きが可能です。 詳しくはデジタル庁のHPを ご覧ください。 
転居届 住み始めた日から14日以内 届出人 本人、同一世帯の人、 代理人(委任状が必要) 内容 小矢部市内で住所を変 更する届出	お持ちいただくもの ● 届出人の本人確認書類 ● 外国籍の人は在留カード又は 特別永住者証明書 ● マイナンバーカード(個人番 号カード)	世帯変更届 変更があった日から14日以内 (届出日からの変更) 届出人 本人、同一世帯の人、 代理人(委任状が必要) 内容 世帯合併・世帯分離・世 帯変更などの届出	お持ちいただくもの ● 届出人の本人確認書類 

特別永住者証明書の交付に関する届出

問 市民課 ☎53-5816

● 受付時間及び場所

- ▶ 受付 月～金曜日(祝日・12月29日～1月3日を除く)
- ▶ 時間 午前8時30分～午後5時15分
- ▶ 場所 市民課

種類	申請に必要なもの	申請者
住居地以外の記載事項変更届出	(1)パスポート(所持する場合) (2)特別永住者証明書	● 本人(ただし、16歳未満 の人は同居の親族) ● 届出弁護士等 ● その他出入国在留管理庁 長官が適当と認める者
特別永住者証明書の有効期間更 新申請	(3)写真1枚(6か月以内に撮影したもの) 縦40mm×横30mm※16歳未満は不要	
紛失、汚損、交換希望等による特 別永住者証明書の再交付申請	(1)パスポート(所持する場合) (2)特別永住者証明書 (3)写真1枚(6か月以内に撮影したもの) 縦40mm×横30mm ※16歳未満は不要 ※紛失の場合…特別永住者証明書を失ったことを証する資料 ※交換希望の場合…手数料額相当の収入印紙	

外国人の居住地届出

問 市民課 ☎53-5816

● 受付時間及び場所

- ▶ 受付 月～金曜日(祝日・12月29日～1月3日を除く)
- ▶ 時間 午前8時30分～午後5時15分
- ▶ 場所 市民課

種類	申請の期間	申請に必要なもの	申請者
新規上陸後の居住地届出	居住地を定めた日から14日以内	(1)在留カード又は特別永住者証明書 (2)パスポート	本人(ただし、 16歳未満の 人は同居の 親族)
在留資格変更等に伴う居住地届出	居住地を定めた日から14日以内	(1)在留カード又は特別永住者証明書 (2)パスポート	
転入届	新住居地に移転した日から14日 以内	(1)在留カード又は特別永住者証明書 (2)前住居地の市区町村発行の転出証明書 (3)パスポート	
転出届	あらかじめ(転出後14日以内を 含む)	(1)在留カード又は特別永住者証明書 (2)パスポート	

※全ての届出において、マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの場合はご持参ください。



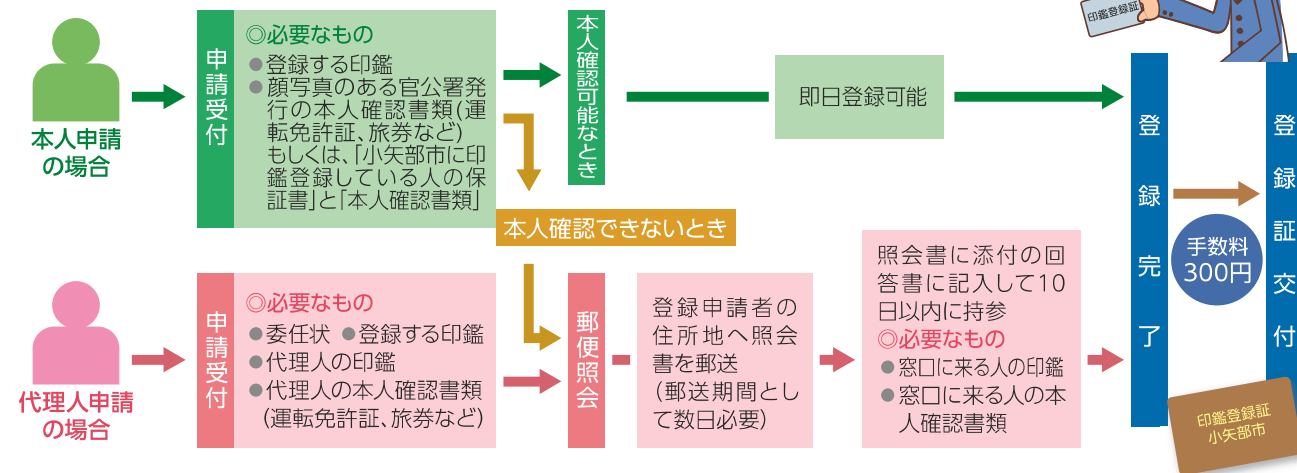
印鑑登録

問 市民課 ☎53-5816

誰でも登録できるの？ 満15歳以上で住民登録をされている人が、一人につき1本だけ登録できます。転出すると失効します。

印鑑登録の流れ

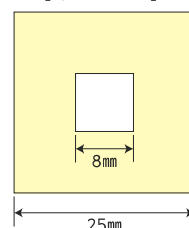
受付場所：市民課



次のような印鑑は登録できません

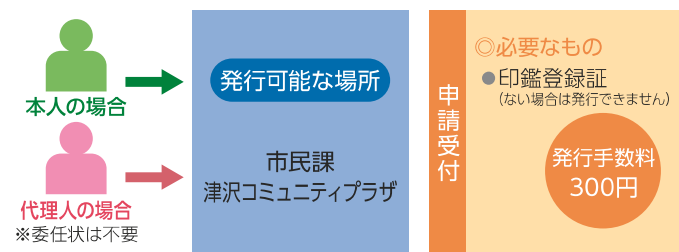
- 住民基本台帳に記録されている「氏名」「氏」「名」「旧氏」若しくは「通称」又は、「氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもの」で表していないもの
- 職業、資格、その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの
- ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- 印影の大きさが一辺8ミリメートルの正方形に収まるもの、又は一辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの
- 印影を鮮明に表しにくいもの
- その他登録を受けようとする印鑑として適切でないもの

【印影サイズ】



【委任状見本】

印鑑登録証明書の発行



⚠ 実印・印鑑登録証が盗難、紛失にあったら
盗難、紛失した場合は、悪用される危険性があります。直ちに印鑑登録廃止申請をしてください。

詳しくは 市民課 ☎53-5816

※法人の印鑑登録は管轄法務局にお問い合わせください。

戸籍・住民登録・印鑑登録

平成27年(2015年)10月から、住民票を有するすべての人に1人1つのマイナンバー(12桁の番号)が付番されています。

マイナンバーは今後、一生使うものです。マイナンバーは原則一生変更されません。

● マイナンバーカード

- マイナンバーカード券面には、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、有効期限が記載された顔写真付きのICカードで、本人確認書類となります。
- 取得は任意で、申請にもとづき交付されます。
- 公的な本人確認として使用することができます。
- e-Tax等の電子申請が行える電子証明書(15歳未満の方は除く)の機能も搭載されています。
- ICチップには所得情報や年金関係等の情報など、プライバシー性の高い情報は記載されません。
- 紛失した場合、再交付を受けるためには手数料800円(電子証明書を搭載する場合は1,000円)が必要となります。特急発行を希望される場合の手数料は1,800円(電子証明書を搭載する場合は2,000円)です。



表面

裏面

● マイナンバーカードの交付を申請するとき

初回発行手数料は無料です。通知カードに同封されている申請書にて、郵送またはスマートフォン等により申請ください。申請書を紛失した場合や、通知カードの受け取り時から住所・名前が変わった場合(申請書の記載内容に変更があった場合)は、変更後の内容を記載した申請書を新たに発行しておりますので、市民課窓口へご相談ください。

市民課窓口、津沢コミュニティプラザでは、マイナンバーカードの申請サポートを行っています。津沢コミュニティプラザで申請サポートを希望する場合は、予約が必要です。(☎61-2270)までご連絡ください。

顔写真をお持ちでない場合は窓口にて無料で撮影を行います。ただし、画質はカメラや写真機より劣ります。

● マイナンバーカードを受け取る時

マイナンバーカードのお受け取りまでの流れは以下のとおりです。

- (1) 個人番号カード交付通知書(はがき)等が封書でご自宅に届きます。
- (2) 必要書類をお持ちになり、市民課窓口にご本人様がお越しください。※
- (3) 窓口にて本人確認等の後、暗証番号の設定をしていただきます。
- (4) マイナンバーカードをお渡しします。

※15歳未満の人、成年被後見人の人は法定代理人(成年被後見人)とご一緒にお越しください。

やむを得ない理由により、ご本人様が窓口にお越しになれない場合は、事前にご相談ください。

● マイナンバーカードの再交付を申請するとき

マイナンバーカードを紛失した場合は、まず最寄りの警察署等にて遺失届を行ってください。(その際、受理番号を控えてください。)また、マイナンバーカード機能の一時停止手続きが必要となりますので、個人番号カードコールセンター(☎570-783-578)へご連絡をお願いします。

その後、市民課で紛失届・カードの再交付の手続きを行いますので、3.5cm×4.5cmの写真、本人確認書類(免許証等)、遺失届の受理番号を持参の上、窓口にて申請ください。15歳未満の人または成年被後見人の人以外は、本人による申請となります。再交付手数料は、カードのみの場合800円、電子証明を含む場合は1,000円です。(特急発行を希望される場合、カードのみの場合1,800円、電子証明を含む場合は2,000円です。)

● 特急発行について

令和6年12月2日から対象者がマイナンバーカードの交付申請を行うと、原則1週間でご自宅にマイナンバーカードを届けることができる特急発行・交付制度が始まりました。

✿ 対象者

- 乳児(満1歳未満)
- 紛失・破損による再発行を希望される方
- 海外から転入された方
- 追記欄満欄の方

● マイナンバーカードの国外継続利用について

令和6年5月27日から日本国籍の人は国外転出後もマイナンバーカードを継続して利用できるようになりました。国外に転出される際にあわせて手続きを行ってください。国外転出予定日の前日まで手続き可能です。

● 各種証明書を請求するとき

代理人の場合は、請求者本人(証明書を使う人)の自署又は、記名・押印した委任状が必要です。

証明書の不正使用防止のために、来庁者の本人確認を行っています。必ず身分を証明するもの(運転免許証等)をお持ちください。

また、印鑑登録証明書の交付の場合は、印鑑登録証が必要です。

● 手数料

種類	手数料
戸籍謄本・抄本	1通450円
戸籍記載事項証明書	1通350円
住民票の写し	1通300円
印鑑登録証明書	1通300円
改製原戸籍・除籍謄本・抄本	1通750円
戸籍の附票の写し	1通300円
身分証明書	1通300円

● 郵便による請求手続

戸籍や住民票の証明を郵便で請求するときは、次のものを同封して請求してください。

- (1) 手数料分の定額小為替(ゆうちょ銀行又は郵便局で購入できます)
 - (2) 返信用封筒(宛名、切手貼付)
 - (3) 次のことを書いた書面
 - 必要なものとその通数
 - 住民票…住所、世帯主氏名
 - 戸籍…本籍、筆頭者名
 - 請求者の住所、氏名及び電話番号(日中連絡のとれるところ)
 - (4) 請求者の本人確認書類の写し(住所が記載されているもの)
 - (5) 必要な人と請求者の関係が分かる戸籍(必要に応じて)
- ※市民課窓口・市ホームページに郵便請求申請用紙があります。

● コンビニ等で取得できる証明書等と手数料

取得できる証明書等	料金	交付できる範囲
住民票の写し	300円	本人と同一世帯員のみ
印鑑登録証明書	300円	印鑑登録済の人のみ
戸籍(全部事項証明書・個人事項証明書)	450円	本籍が小矢部市の人のみ ※住民票が小矢部市にない人も、戸籍証明書及び戸籍附票の写しが取得できます。ただし、サービスを利用するには、事前に「利用者登録申請」が必要となります。
戸籍附票の写し	300円	
市・県民税所得課税証明書	300円	本人のみ ※最新年度の証明書のみ



戸籍・住民登録・印鑑登録

